

新規上場申請のための半期報告書

(第5期中)

自 2025年1月1日
至 2025年6月30日

イノバセル株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1	主要な経営指標等の推移	1
2	事業の内容	1
第2	事業の状況	2
1	事業等のリスク	2
2	経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3	経営上の重要な契約等	3
第3	提出会社の状況	4
1	株式等の状況	4
(1)	株式の総数等	4
(2)	新株予約権等の状況	6
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4)	発行済株式総数、資本金等の推移	6
(5)	大株主の状況	7
(6)	議決権の状況	7
2	役員の状況	8
第4	経理の状況	9
1	中間連結財務諸表	10
(1)	中間連結貸借対照表	10
(2)	中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	11
	中間連結損益計算書	11
	中間連結会計期間	11
	中間連結包括利益計算書	12
	中間連結会計期間	12
(3)	中間連結キャッシュ・フロー計算書	13
	【注記事項】	14
	(会計上の見積りの変更)	14
	(中間連結損益計算書関係)	14
	(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)	14
	(株主資本等関係)	14
	(セグメント情報)	14
	(1株当たり情報)	15
	(重要な後発事象)	15
2	その他	20
第二部	提出会社の保証会社等の情報	21
	[期中レビュー報告書]	22

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2026年1月19日
【中間会計期間】	第5期中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）
【会社名】	イノバセル株式会社
【英訳名】	Innovacell Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役Co-CEO ノビック コーリン
【代表者の役職氏名】	代表取締役Co-CEO シーガー ジェイソン
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎3丁目5番11号目黒ヴィラガーデン5階
【電話番号】	03-6555-4437（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 細野 恭史
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎3丁目5番11号目黒ヴィラガーデン5階
【電話番号】	03-6555-4437（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 細野 恭史

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 中間連結会計期間	第4期
会計期間	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
事業収益 (千円)	—	—
経常損失 (△) (千円)	△1,231,477	△2,391,551
親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失 (△) (千円)	△1,231,993	△2,392,439
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△1,330,217	△2,498,644
純資産額 (千円)	△2,088,789	△1,956,100
総資産額 (千円)	2,961,587	2,834,514
1株当たり中間(当期)純損失 (△) (円)	△39.72	△89.42
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	—	—
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△1,018,224	△1,297,900
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△23,583	△11,088
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	1,074,440	2,142,505
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	2,003,313	1,961,311

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場かつ1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、純資産額がマイナスであるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は2,430,495千円となり、前連結会計年度末に比べ113,543千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が42,001千円及び未収入金が66,977千円増加したことによるものであります。固定資産は531,091千円となり、前連結会計年度末に比べ13,529千円増加いたしました。これは主に有形固定資産が6,306千円及び無形固定資産が7,303千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は2,961,587千円となり、前連結会計年度末と比べ127,072千円増加いたしました。

(負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は401,664千円となり、前連結会計年度末に比べ110,219千円減少いたしました。これは主に未払金が137,415千円減少、未払法人税等が9,221千円増加したことによるものであります。固定負債は4,648,713千円となり、前連結会計年度末に比べ369,981千円増加いたしました。これは主に長期借入金が355,416千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は5,050,377千円となり、前連結会計年度末と比べ259,762千円増加いたしました。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は△2,088,789千円となり、前連結会計年度末に比べ132,689千円減少いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純損失1,231,993千円の計上、資金調達による資本金及び資本剰余金がそれぞれ598,763千円増加、為替換算調整勘定が98,224千円減少したことによるものであります。

(2) 経営成績の状況

当中間連結会計期間における世界経済は、前年に比べてその成長率はやや鈍化し、米国を中心とする北米エリアにおいて特にその傾向が見られました。また、欧州の政治不安や中国の不動産問題に加え、米国による世界各国への大規模な関税政策の発動により先行きの不透明さは一段と高まりを見せています。同期間における日本経済は、個人消費や好調なインバウンド需要により景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、物価の高止まりなど一進一退の状況となっております。

再生医療分野の動向に目を向けると、多様化する医療品開発やバイオ医薬品の需要の高まりを見越し、同分野やCDMO事業への投資拡大の動き等が引き続き見られます。日本国内では、条件及び期限付き承認制度の在り方や再生医療等製品の製造・評価体制の整備に関する議論がありつつも、再生医療等製品の製造販売承認が取得された製品は増加傾向にあり、再生医療分野の拡大成長及び社会的な期待が一層加速することが予想されます。

このような環境の中で、当社グループは2022年より取り組んでいるICEF15第Ⅲ相国際共同治験（以下、本試験）の推進に注力いたしました。日本を含めた全ての地域で治験参加施設の見直しや患者募集広告を実施するなど、CRO(医薬品開発業務受託機構)と連携して募集促進を行いました。当中間連結会計期間末におけるグローバル全体で筋組織の採取が行われた（無作為化された）患者数は152例、うち移植まで完了した患者数は121例となっております。

グループ運営の側面では、当中間連結会計期間において、本試験のさらなる加速等を目的として、普通株式の発行により合計1,197,527千円の資金調達を行いました。なお2025年12月末までの資金調達の状況につきましては、「第4 経理の状況【注記事項】(重要な後発事象)」以降をご参照ください。

以上のような事業活動の結果、当中間連結会計期間の経営成績は、研究開発費を787,828千円計上した結果、営業損失1,045,895千円、経常損失1,231,477千円、親会社株主に帰属する中間純損失1,231,993千円となりました。

なお、当社グループは、細胞治療・再生医療研究開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、2,003,313千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は1,018,224千円となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失1,231,477千円、助成金収入128,429千円、及び支払利息306,431千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は23,583千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出14,784千円、及び無形固定資産の取得による支出8,799千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は1,074,440千円となりました。これは主に、株式発行による収入1,197,527千円、資金調達費用の支払による支出92,113千円等によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当中間連結会計期間において、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について重要な変更はありません。

(8) 研究開発活動

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、787,828千円であります。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(9) 主要な設備

当中間連結会計期間において、当社グループの主要な設備の状況に重要な変更はありません。

(10) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、本報告書P.2「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」を参照ください。

(11) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、運転資金及び設備資金につきましては、増資及び借入により資金調達しており、当中間連結会計期間末における現金及び預金の残高は2,003,313千円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,191,501,000
A種種類株式	2,500,000
計	2,194,001,000

(※) 2025年12月18日開催の臨時株主総会決議により、同日付で発行可能株式総数の変更及びA種種類株式の発行についての定めを廃止しております。これにより、2026年1月19日現在の発行可能株式総数は普通株式133,300,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年1月19日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	30,481,298	33,335,702	非上場	当社は単元株制度は採用しておりません。 (※1) (※2)
A種種類株式	1,249,793	—	非上場	株主総会における議決権を有しない株式であります。 (※3) (※4)
計	31,731,091	33,335,702	—	—

(※1) 譲渡による取得については、取締役会の承認が必要な旨を定款で定めておりましたが、2025年12月18日開催の臨時株主総会で譲渡制限についての定めを廃止を決議いたしました。

(※2) 2025年12月18日開催の臨時株主総会で単元株式数を100株とする定款変更を決議いたしました。

(※3) A種種類株式の内容は以下のとおりであります。

普通株式を対価とする取得請求権

1. 当社は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、取締役会の定める日をもって、発行済みのA種種類株式の全部を取得し、引換えにA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）に対し当社の普通株式を交付する（以下「強制転換」という。）ことができるものとし、A種種類株式を取得するのと引換えに交付する財産は普通株式とし、以下の算式により算定される。なお、A種種類株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

取得するのと引換えに 交付すべき普通株式の数	=	$\frac{\text{強制転換に係るA種種類株式の払込金額の総数}}{\text{強制転換に係るA種種類株式の取得価格}}$
---------------------------	---	--

(1) 当社の普通株式を、国内国外を問わず、金融商品取引所又はこれに類するものに上場申請することを当社の取締役会で決議した場合において、当該上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けたとき。

(2) 発行済みのA種種類株式の過半数を有するA種種類株主（A種種類株主の合計で過半数を有する場合を含む。）が書面により同意したとき。

2. A種種類株式につき、株式分割、株式併合、無償割当又はこれに類する事由があった場合、(1)に規定するA種種類株式の1株あたりの払込金額（当初850円）は、その比率に応じて、取締役会により適切に調整される。

3. 1. に規定するA種種類株式の取得価額は、当初1株につき850円とし、下記の定めに従い調整される。

(1) A種種類株式発行後、以下のaからcまでのいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（1円未満は切り捨てる。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。なお、発行済みA種種類株式の過半数を有するA種種類株主（複数で過半数となる場合を含む。）が調整を行わないことに同意した場合には、かかる調整は行わない。

調整後 取得価格	=	調整前 取得価格	×	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">既発行 普通株式数</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">+</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">新発行・処分株式数× 新発行・処分における 1株当たりの払込金額</td> </tr> <tr style="border-top: 1px solid black;"> <td style="width: 50%; text-align: center;">既発行 普通株式数</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">+</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">新発行・処分 普通株式数</td> </tr> </table>	既発行 普通株式数	+	新発行・処分株式数× 新発行・処分における 1株当たりの払込金額	既発行 普通株式数	+	新発行・処分 普通株式数
既発行 普通株式数	+	新発行・処分株式数× 新発行・処分における 1株当たりの払込金額								
既発行 普通株式数	+	新発行・処分 普通株式数								

a. A種種類株式の当初価額（取得価額が調整された場合は調整後の取得価額を意味する。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（ただし、当社の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当社の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、転換又は行使による場合を除く。）

調整後の取得価額は、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

b. 普通株式の分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当て（普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に普通株式の無償割当てをするときにA種種類株主にも同様に無償割当てをする場合を除く。）については、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、又は、基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

c. A種種類株式の当初取得価額を下回る価額（取得価額が調整された場合は調整後の取得価額を意味する。）をもって、当社の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当社の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（ただし、（i）普通株主に取得条項付株式、取得請求権付株式又は新株予約権の無償割当てをするときにA種種類株主にも同様に無償割当てをする場合、及び、（ii）従業員、役員、又は外部協力者に対するインセンティブ付与を目的として行う新株予約権の発行又は処分を除く。）。なお、当初取得価額を下回るかどうかの判定においては、当社の普通株式1株を取得するために当該権利の取得及び権利行使を通じて負担すべき金額として当社が合理的に定める額を比較するものとする。

調整後の取得価額は、発行される証券若しくは権利又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当初の取得価額で取得され、若しくは、当初の転換価額で転換され、又は、当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

（2）普通株式の併合をする場合には、株式の併合の効力が生ずる日をもって次に定める算式により、取得価額を調整する（1円未満は切り捨てる。）。当該算式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また、当該算式においては、当社の保有する当社の普通株式の数を含まないものとする。

調整後 取得価額	=	調整前 取得価額	×	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">併合前 発行済株式数</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">÷</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">併合後 発行済普通株式数</td> </tr> </table>	併合前 発行済株式数	÷	併合後 発行済普通株式数
併合前 発行済株式数	÷	併合後 発行済普通株式数					

（3）上記第(1)号及び第(2)号に掲げる場合のほか、次のa及びbのいずれかに該当する場合には、当社は、上記第(1)号に準じて取得価額を調整する。

a. 合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割又は資本金の額の減少により取得価額の調整を必要とするとき。

b. その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

（4）取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行わない。ただし、当該差額相当額は、その後に取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にその都度算入する。

（5）取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式に使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

4. 第3項により取得価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、修正前又は調整前の取得価額、修正後又は調整後の取得価額並びにその適用の日その他必要な事項をA種種類株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

議決権

1. A種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

2. 会社法322条第3項ただし書の場合を除き、同条1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがあ

る場合を除くほか、A種種類株主を構成員とする種類株主総会（以下「A種種類株主総会」という。）の決議を要しない。

3. 当社は、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項及び第239条第4項に定めるA種種類株主総会の決議を要しない。

(※4) 2025年11月13日開催の取締役会で、A種種類株式の取得消却（1,249,793株）及びそれに対する同数の普通株式の交付を決議しており、2025年12月1日に普通株式への転換が完了しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2025年1月1日～ 2025年6月30日	普通株式 1,408,856	普通株式 30,481,298 A種種類株式 1,249,793	598,763	3,449,400	598,763	2,156,494

(注) 1. 2025年7月4日及び2025年7月24日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株式の発行を行うことを決議いたしました。詳細はP.14 第4【経理の状況】【注記事項】（重要な後発事象）（第三者割当増資による新株式の発行）をご覧ください。

2. 2025年7月24日及び8月7日開催の取締役会において、当社既存株主が保有する当社に対する債務（長期借入金）を2025年8月1日及び8月20日に株式化（デット・エクイティ・スワップ）することを決議いたしました。詳細はP.20 第4【経理の状況】【注記事項】（重要な後発事象）（当社株主に対する債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の実施）をご覧ください。

3. 2025年11月13日開催の取締役会において、A種種類株式の取得消却（1,249,793株）及びそれに対する同数の普通株式の交付を決議しており、2025年12月1日に普通株式への転換が完了しております。

4. 2025年11月13日開催の取締役会において、「資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」を2025年12月18日開催の臨時株主総会に付与することを決議し、同臨時株主総会において承認可決されました。詳細はP.20 第4【経理の状況】【注記事項】（重要な後発事象）（重要な資本の減少）をご覧ください。

(5) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
Peppermint Grove Limited	Unit 804, 8/F, Wing On Plaza 62 Mody Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong	3,609,815	11.38
シュタインフーバー エッケハルト	Innsbruck, Austria	3,607,988	11.37
シーズ・インベストメント有限責任事業組合	東京都渋谷区広尾一丁目11番2号 アイオス広尾904号室	2,464,100	7.77
ノビック コーリン	東京都港区	2,291,721	7.22
シーガー ジェイソン	東京都品川区	2,291,721	7.22
マークシュタイナー ライナー	Innsbruck, Austria	2,140,628	6.75
坂野 敦	Cheung Road HONG KONG	1,412,787	4.45
Glymur Biotech Ventures LP	PO Box 282, Oak House, Hirzel Street, St Peter Port, GY1 3RH, Guernsey	1,386,568	4.37
アルフレッサ株式会社	東京都千代田区神田美土代町7番地	1,176,471	3.71
山田 敏治	東京都大田区	1,041,700	3.28
計	—	21,423,499	67.51

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 1,249,793	—	株主総会における議決権を有しない株式であります。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 30,481,298	30,481,298	権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株制度は採用しておりません。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	31,731,091	—	—
総株主の議決権	—	30,481,298	—

②【自己株式等】

2025年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、連結財務諸表規則第3編の規程により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる期中レビューを受けております。

3. 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5-6」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,961,311	2,003,313
原材料及び貯蔵品	37,927	33,649
未収入金	243,000	309,977
その他	74,712	83,555
流動資産合計	2,316,952	2,430,495
固定資産		
有形固定資産		
使用権資産(純額)	366,952	386,546
その他(純額)	106,772	93,485
有形固定資産合計	473,725	480,031
無形固定資産	13,938	21,241
投資その他の資産	29,899	29,818
固定資産合計	517,562	531,091
資産合計	2,834,514	2,961,587
負債の部		
流動負債		
1年以内返済予定の長期借入金	76,727	80,033
リース債務	8,645	13,346
未払金	318,037	180,621
未払費用	26,475	27,571
未払法人税等	5,969	15,190
賞与引当金	4,147	856
その他	71,881	84,043
流動負債合計	511,883	401,664
固定負債		
長期借入金	3,646,927	4,002,344
リース債務	426,949	449,807
長期前受収益	204,853	196,561
固定負債合計	4,278,731	4,648,713
負債合計	4,790,614	5,050,377
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,850,637	3,449,400
資本剰余金	1,825,567	2,424,331
利益剰余金	△6,283,920	△7,515,913
株主資本合計	△1,607,716	△1,642,181
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△350,049	△448,274
その他の包括利益累計額合計	△350,049	△448,274
新株予約権	1,666	1,666
純資産合計	△1,956,100	△2,088,789
負債純資産合計	2,834,514	2,961,587

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

【中間連結会計期間】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
事業収益	-
事業費用	
売上原価	-
研究開発費	※ 1 787,828
その他の販売費及び一般管理費	※ 2 258,067
事業費用合計	1,045,895
営業損失(△)	△1,045,895
営業外収益	
受取利息	413
助成金収入	128,429
その他	240
営業外収益合計	129,083
営業外費用	
支払利息	306,431
為替差損	8,167
その他	67
営業外費用合計	314,666
経常損失(△)	△1,231,477
税金等調整前中間純損失(△)	△1,231,477
法人税、住民税及び事業税	515
法人税等合計	515
中間純損失(△)	△1,231,993
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△1,231,993

【中間連結包括利益計算書】

【中間連結会計期間】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
中間純損失(△)	△1,231,993
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△98,224
その他の包括利益合計	△98,224
中間包括利益	△1,330,217
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△1,330,217
非支配株主に係る中間包括利益	-

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失(△)	△1,231,477
減価償却費	30,875
受取利息	△413
助成金収入	△128,429
支払利息	306,431
為替差損	7,924
棚卸資産の増減額(△は増加)	5,134
未収入金の増減額(△は増加)	51,663
前渡金の増減額(△は増加)	455
未払金の増減額(△は減少)	△34,076
未払費用の増減額(△は減少)	9,045
賞与引当金の増減額(△は減少)	△3,290
その他	12,525
小計	△973,632
利息の受取額	400
助成金の受取額	5,861
利息の支払額	△49,865
法人税等の支払額	△990
法人税等の還付額	2
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,018,224
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△14,784
無形固定資産の取得による支出	△8,799
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,583
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△24,580
リース債務の返済による支出	△6,392
株式発行による収入	1,197,527
資金調達費用の支払による支出	△92,113
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,074,440
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,368
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	42,001
現金及び現金同等物の期首残高	1,961,311
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,003,313

【注記事項】

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(中間連結損益計算書関係)

※1 研究開発費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
業務委託費	374,387千円
人件費	198,873
備品・消耗品	35,974
荷造運賃発送費	35,345
保守費	30,013
減価償却費	29,045
支払手数料	25,927

※2 その他の販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
役員報酬	74,747千円
業務委託費	67,058
人件費	42,753
租税公課	22,234
旅費交通費	15,552
地代家賃	11,892

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	2,003,313千円
現金及び現金同等物	2,003,313

(株主資本等関係)

当社は当中間連結会計期間において開催された取締役会において、第三者割当増資による新株式（普通株式）を発行することを決議し、それぞれの払込期日までに払込が完了しています。当該資金調達の結果、資本金と資本準備金がそれぞれ598,763千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社グループは、細胞治療・再生医療研究開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△39円72銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△1,231,993
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△1,231,993
普通株式の期中平均株式数(株)	31,016,711
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2025年7月4日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株式の発行を行うことを決議いたしました。これに伴い、2025年7月18日(払込期日)までに払込が完了しております。その概要は、以下のとおりであります。

(1) 払込期日	2025年7月18日
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 920,941株
(3) 発行価額	1株当たり850円
(4) 資金調達額	782,799千円
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 391,399千円 増加する資本準備金の額 391,399千円
(6) 募集又は割当方法	第三者割当方式
(7) 割当先	法人3名、個人1名(内、既存株主1名)
(8) 資金の使途	国際共同治験が進行中であるICEF15の開発資金等

当社は、2025年7月24日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株式の発行を行うことを決議いたしました。これに伴い、2025年7月31日(払込期日)までに払込が完了しております。その概要は、以下のとおりであります。

(1) 払込期日	2025年7月31日
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 352,942株
(3) 発行価額	1株当たり850円
(4) 資金調達額	300,000千円
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 150,000千円 増加する資本準備金の額 150,000千円
(6) 募集又は割当方法	第三者割当方式
(7) 割当先	法人1名(内、既存株主0名)
(8) 資金の使途	国際共同治験が進行中であるICEF15の開発資金等

(第三者割当による新株予約権の発行)

当社は、2025年7月4日開催の臨時株主総会において承認可決された「ラチェット型新株予約権発行の件」(以下、当該ラチェット型新株予約権「本新株予約権」という。)について、2025年8月7日開催の取締役会で2025年8月13日に割当てをすることを決議いたしました。これに伴い、2025年8月13日(払込期日)までに本新株予約権の発行価額の総額の払込みが完了しております。

本新株予約権の概要は、以下のとおりであります。

割当決議日	2025年8月7日
割当先	法人等1名(内、既存株主0名)
新株予約権の個数(個)	1
発行価額(千円)	総額 2,000,000(本新株予約権1個当たり2,000,000)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	<p>■本新株予約権の目的たる株式(以下、「転換対象株式」という。)の種類は当社の普通株式とする。</p> <p>■本新株予約権の行使により当社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当社の保有する転換対象株式を処分する数は、行使される本新株予約権の払込金額の総額を、転換価額(※1)で除して得られる数とする。本新株予約権の行使により発生した端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額(円)	総額 1円(本新株予約権の1個当たり1円)
行使期間、行使条件及び取得条項	<p>■本新株予約権は、取得条項(※1)により当社が本新株予約権を取得する場合を除き、以下のいずれかの行使条件(※1)を満たす場合に、割当日以降いつでも行使することができる。</p> <p>(i) 適格資金調達の実行、(ii) IPOの完了、(iii) 支配権移転取引等の完了、(iv) 本償還日(割当日の24か月後の応当日)の到来のいずれかの事由の発生(※2)</p>
株式発行時の株式の発行価格の総額及び資本組入額(千円)	発行価格の総額 2,000,000 資本組入額 1,000,000
譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得は、当社の取締役会の承認を要する。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(※1)(4)

(※1) 行使条件、転換価額及び取得条項は以下のとおりであります。

	行使条件	転換価額	取得条項
(1)	適格資金調達	適格資金調達が行われた場合、本転換価額は当該資金調達における1株当たりの払込金額に0.9を乗じて得られた額(但し、850円を上限とする。)とする。	適格資金調達の完了を条件として、当該完了日(但し、当該完了に先立ち)において、当社は発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の算出にあたり1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従い金銭を交付する。
(2)	償還日	850円	本償還日において、当社は当該時点で発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。

	行使条件	転換価額	取得条項
(3)	IPO	適格資金調達の実行日若しくは本償還日若しくは当社による支配権移転取引等の承認に先立ち、IPOが完了した際の転換価額は、当該IPOに伴って実施される当社普通株式の新規株式公開（募集・売出し）における1株当たりの公募・売価格に0.9を乗じて得られた額（但し、850円を上限とする。）とする。	IPOの完了を条件として、当該完了日（但し、当該完了に先立ち）において、当社は発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。
(4)	支配権移転取引等	適格資金調達の実行日、本償還日又はIPOが完了する日に先立ち、当社が支配権移転取引等を承認した際の転換価額は、850円とする。	当社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当社の取締役会が別に定める日において、当社は当該日の前日の時点で発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。

(※2) 各用語の定義は以下のとおりであります。

	用語の定義
適格資金調達	2025年9月1日以降に当社が資金調達を主たる目的として行う株式の発行（但し、当該発行に際し転換により発行される株式の発行価額を除く総調達額が500,000千円以上のものに限り、IPOを除く。）。
IPO	金融商品取引法第2条第16項に定める金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在する取引所に当社の有価証券を上場すること。
支配権移転取引等	<p>(i) 当社の資産の全部若しくは実質的に全部の売却、譲渡若しくはその他の処分</p> <p>(ii) 合併、株式交換、株式移転若しくは株式交付（但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）</p> <p>(iii) 吸収分割又は新設分割（但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）</p> <p>(iv) 当社の総株主の議決権の過半数を表章する株式の譲渡又は移転を意味する。但し、かかる行為が当社の持株会社の設立のみを目的とする場合、又は純粋な資金調達取引を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。</p>

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2025年7月4日開催の臨時株主総会において承認可決された「当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権（第4回新株予約権）を発行する件」（以下、「本新株予約権」という。）について、2025年7月24日開催の取締役会で当社従業員には2025年8月15日（第4回の1）、当社子会社従業員には2025年8月31日（第4回の2）に割当ててることを決議いたしました。本新株予約権の発行要領は以下のとおりです。

(第4回の1)

決議年月日	2025年7月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員6名
新株予約権の数（個）	333,100
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	333,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	850
新株予約権の行使期間	自2027年7月25日 至2035年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 850 資本組入額 425
新株予約権の行使条件	※1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※2
新株予約権の権利確定条件	※3

※1 行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）であって、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合（この場合において、当該退任又は当該定年退職の後においても行使可能な新株予約権の数は、当該退任の時又は当該定年退職の時において当社との関係において行使可能となっていた数に限られるものとする。）、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

※2 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

上記②の定めに関わらず、本新株予約権者は、当社の買収（以下に定義する。）について、法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決議等」という。）が行われた日以降当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

- (a) 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社を含む。）により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
- (b) 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。
- (c) 当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
- (d) 当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
- (e) 他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主が保有することとなる株式交付後の当該他の会社の議決権の数が、当該他の会社の総株主の議決権の50%未満となること。
- (f) 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

※3 権利確定日及び権利確定個数は以下のとおりであります。

権利確定日	権利確定割合	個数	合計
2025年8月15日	20%	66,620	66,620
2027年1月1日	40%	66,620	133,240
2028年1月1日	60%	66,620	199,860
2029年1月1日	80%	66,620	266,480
2030年1月1日	100%	66,620	333,100

(第4回の2)

決議年月日	2025年7月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社従業員8名
新株予約権の数(個)	264,700
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	264,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	850
新株予約権の行使期間	自2027年7月25日 至2035年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 850 資本組入額 425
新株予約権の行使条件	※1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※2
新株予約権の権利確定条件	※3

※1 行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)であって、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合(この場合において、当該退任又は当該定年退職の後においても行使可能な新株予約権の数は、当該退任の時又は当該定年退職の時において当社との関係において行使可能となっていた数に限られるものとする。)、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

※2 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

上記②の定めに関わらず、本新株予約権者は、当社の買収(以下に定義する。)について、法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定(以下「買収決議等」という。)が行われた日以降当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

- (a) 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者(その子会社及び関連会社を含む。)により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
- (b) 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。
- (c) 当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
- (d) 当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
- (e) 他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主が保有することとなる株式交付後の当該他の会社の議決権の数が、当該他の会社の総株主の議決権の50%未満となること。
- (f) 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

※3 権利確定日及び権利確定個数は以下のとおりであります。

権利確定日	権利確定割合	個数	合計
2025年8月31日	20%	52,940	52,940
2027年1月1日	40%	52,940	105,880
2028年1月1日	60%	52,940	158,820
2029年1月1日	80%	52,940	211,760
2030年1月1日	100%	52,940	264,700

(当社株主に対する債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)の実施)

当社は、2025年7月24日開催の取締役会において、当社既存株主が保有する当社に対する債務(長期借入金)を2025年8月1日に株式化(デット・エクイティ・スワップ)(以下、DES)することを決議いたしました。

DESの概要は以下のとおりです。

(1) 実施日	2025年8月1日
(2) 株式化の金額(減少する長期借入金)	84,661千円
(3) 発行する株式の種類及び数	普通株式 99,601株
(4) 発行価額	1株当たり850円
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 42,330千円 増加する資本準備金の額 42,330千円
(6) 割当先	法人等1名(内、既存株主1名)

当社は、2025年8月7日開催の取締役会において、当社既存株主が保有する当社に対する債務(長期借入金)を2025年8月20日に株式化(デット・エクイティ・スワップ)(以下、DES)することを決議いたしました。

DESの概要は以下のとおりです。

(1) 実施日	2025年8月20日
(2) 株式化の金額(減少する長期借入金)	196,457千円
(3) 発行する株式の種類及び数	普通株式 231,127株
(4) 発行価額	1株当たり850円
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 98,228千円 増加する資本準備金の額 98,228千円
(6) 割当先	個人1名(内、既存株主1名)

(重要な資本の減少)

当社は、2025年11月13日開催の取締役会において、「資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」を2025年12月18日開催の臨時株主総会に付議することを決議し、同臨時株主総会において承認可決されました。

減少する資本の概要は以下のとおりであります。

(1)	目的	現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図ることを目的としています。
(2)	資本準備金の額の減少の要領	会社法第448条第1項の規定に基づき、当社の資本準備金の額2,838,454千円のうち、772,899千円を減少し、2,065,555千円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振替いたします。
(3)	剰余金の処分の要領	会社法第452条の規定に基づき、上記資本準備金の額の減少により増加したその他資本剰余金772,899千円全額を繰越利益剰余金に振替え、欠損填補に充当いたします。
(4)	日程	① 取締役会決議日 2025年11月13日 ② 臨時株主総会決議日 2025年12月18日 ③ 債権者異議申述公告日 2025年11月20日 ④ 債権者異議申述最終期限 2025年12月22日 ⑤ 効力発生日 2025年12月26日

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年1月14日

イノバセル株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木村直人



指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤沢秀比古



監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているイノバセル株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イノバセル株式会社及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を

通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上